

議案第 4 7 号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和 3 6 年杉並区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「基づき」の次に「法第 2 4 条第 1 項の規定による保育を行うため」を加え、同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（事業）

第 1 条の 2 保育所及び保育事業所（以下「保育所等」という。）は、前条に定めるもののほか、法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業その他区長が必要と認める事業を行うものとする。

第 3 条から第 5 条までを削る。

第 6 条第 1 項中「保育所及び保育事業所（以下「保育所等」という。）」を「保育所等」に改め、同条第 2 項中「（指定管理保育所を除く。次条第 2 項において同じ。）」を削り、同条第 3 項を削り、同条を第 3 条とする。

第 7 条第 3 項を削り、同条を第 4 条とする。

第 8 条から第 1 0 条までを削り、第 1 1 条を第 5 条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（以下「保育所等条例」という。）第 1 条第 1 項の改正規定（同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分を除く。）、同条の次に 1 条を加える改正規定及び保育所等条例第 6 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において指定管理者であったものに係る改正前の保

育所等条例第 8 条及び第 9 条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 杉並区保育料等に関する条例（平成 27 年杉並区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（指定管理者が管理するものを除く。）」を削る。

（提案理由）

堀ノ内東保育園を廃止する等の必要がある。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

新 条 例	旧 条 例
(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき<u>法第24条第1項の規定による保育を行うため、杉並区立保育所（以下「保育所」という。）を次のとおり設置する。</u> 2 略 <u>(事業)</u> 第1条の2 <u>保育所及び保育事業所（以下「保育所等」という。）は、前条に定めるもののほか、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業その他区長が必要と認める事業を行うものとする。</u>	(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき_____ ____、杉並区立保育所（以下「保育所」という。）を次のとおり設置する。 2 略 <u>(指定管理者による管理)</u> 第3条 <u>区長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、保育所の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。</u>

- (1) 指定管理者が管理する保育所
(以下「指定管理保育所」とい
う。) における保育事業に関する業
務
- (2) 指定管理保育所の施設及び設備
の維持管理 (大規模の修繕を除
く。) に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区
長が必要と認める業務
(管理の業務を行うことができない法人
等)

第3条の2 区議会議員が無限責任社
員、取締役、執行役若しくは監査役又
はこれらに準ずべき者、支配人及び清
算人 (以下この条において「無限責任
社員等」という。) となつている法人
その他の団体は、指定管理者として管
理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等と
なつている法人その他の団体 (区が資
本金、基本金その他これらに準ずるも
のの2分の1以上を出資しているもの
を除く。次項において同じ。) は、指
定管理者として管理の業務を行うこと
ができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは
委員、杉並区選挙管理委員会の委員、
杉並区監査委員又は杉並区農業委員
会の委員 (以下この項において「委員

等』という。)が無限責任社員等とな
っている法人その他の団体は、委員等
のそれぞれの職務に関し、指定管理者
として管理の業務を行うことができな
い。

(指定管理者の指定)

第4条 区長は、指定管理者を指定しよ
うとするときは、特別の事情があると
認める場合を除き、公募するものとす
る。

2 指定管理者としての指定を受けよう
とするものは、規則で定めるところに
より、区長に申請しなければならない
い。

3 区長は、前項の規定による申請があ
つたときは、次に掲げる基準により最
も適切な管理を行うことができると認
めるものを指定管理者の候補者として
選定し、区議会の議決を経て指定管理
者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識
及び経験を有すること。

(2) 安定した経営基盤を有するこ
と。

(3) 法その他の関係法令及び条例の
規定を遵守し、安定した質の高い保
育事業を実施することができるこ
と。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区

(休業日)

第3条 保育所等

_____の休業日は、
次に掲げる日とする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、
特に必要があると認めるときは、保育
所等 _____
_____の休業日を変更

長が別に定める基準

4 前3項の規定にかかわらず、区長
は、指定管理者の指定期間の満了に伴
い指定管理者を指定する場合で、指定
管理者として指定されているもの（以
下「現指定管理者」という。）から提
出させた規則で定める書類を審査し、
かつ、前項各号に掲げるもののほか、
管理の業務の実績、保育事業の継続
性、入所者に及ぼす影響等を総合的に
勘案して、現指定管理者に引き続き管
理を行わせることが相当と認めるとき
は、公募をしないで現指定管理者を指
定管理者の候補者として選定し、区議
会の議決を経て指定管理者に指定する
ことができる。

(指定管理者の告示)

第5条 区長は、指定管理者を指定した
ときは、遅滞なくその旨を告示するも
のとする。

(休業日)

第6条 保育所及び保育事業所（以下
「保育所等」という。）の休業日は、
次に掲げる日とする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、
特に必要があると認めるときは、保育
所等（指定管理保育所を除く。次条第
2項において同じ。）の休業日を変更

することができる。

(開所時間)

第4条 略

2 略

することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、指定管理保育所の休業日を変更することができる。

(開所時間)

第7条 略

2 略

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、指定管理保育所の開所時間を変更することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第8条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(指定管理保育所の延長保育の利用料金)

- 第9条 指定管理者は、指定管理保育所において午後6時30分を超えて保育を行つたときは、入所者の保護者又は扶養義務者から、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を徴収する。

- 2 利用料金の額は、規則で定める額の

	<u>範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。</u> 3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> <u>(協定の締結)</u> 第10条 <u>区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</u> (1) <u>管理の業務の実施及びその報告に関する事項</u> (2) <u>個人情報の取扱いその他の指定管理保育所の管理の基準に関する事項</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、指定管理保育所の管理に関し必要な事項</u> (委任) 第5条 略
	<u>範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。</u> 3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> <u>(協定の締結)</u> 第10条 <u>区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</u> (1) <u>管理の業務の実施及びその報告に関する事項</u> (2) <u>個人情報の取扱いその他の指定管理保育所の管理の基準に関する事項</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、指定管理保育所の管理に関し必要な事項</u> (委任) 第11条 略

附則第3項による改正（杉並区保育料等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(区立保育所等延長保育料) 第6条 教育・保育給付認定保護者等は、保育料のほか、保育所等条例第1条第1項に規定する杉並区立保育所 又は杉並区立小規模保育事業所において当該教育・保育給付認定子ど	(区立保育所等延長保育料) 第6条 教育・保育給付認定保護者等は、保育料のほか、保育所等条例第1条第1項に規定する杉並区立保育所 (指定管理者が管理するものを除く。)又は杉並区立小規模保育事業所において当該教育・保育給付認定子ど

もに係る保育必要量を超えて当該教育 ・保育給付認定子どもが保育を受けた ときは、当該保育に係る費用（以下 「区立保育所等延長保育料」とい う。）を区長に納付しなければならない い。 2 略	もに係る保育必要量を超えて当該教育 ・保育給付認定子どもが保育を受けた ときは、当該保育に係る費用（以下 「区立保育所等延長保育料」とい う。）を区長に納付しなければならない い。 2 略
--	--